

ICD-11 の用語の和訳作業に関する報告について

1. 経緯

「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」の第 11 回改訂版（以下「ICD-11」という。）については、世界保健機関（以下「WHO」という。）における、平成 30 年 6 月 18 日の「公表」、令和元年 5 月 28 日の「採択」、令和 4 年 1 月の「発効」の過程を経て、同月 1 日から少なくとも 5 年間の移行期間を設けるとの方針の下、現在、各加盟国において ICD-11 の適用の準備が進められている。そのような過程の中で、収載用語の大幅な修正・追加等の更新が繰り返し行われており、発効後ではあるものの、ICD-11 の特性により、今後引き続き様々な更新が行われることが想定される。

このような WHO の動向を踏まえ、我が国では、WHO における ICD-11 の更新状況に沿って、日本医学会及び日本歯科医学会にご協力をいただきながら、関係学会各位に用語の和訳に関する意見照会を行い、その修正及び調整等の作業を行ってきた。今回は、進捗状況と今後の進め方について、以下の通り、報告する。

2. 進捗状況

作業を着手してから現在に至るまで、WHO による収載用語の大幅な修正・追加等の更新状況に沿って、WHO から提供された時点版ファイルを用いて、日本医学会及び日本歯科医学会の協力の下、関係学会各位に用語の和訳に関する意見照会を実施してきた。また、事務局において、各版の検証及び移行作業と併行して、関係学会各位により提出された和訳案の誤植及び全体の整合等による確認・修正作業を行ってきたところである。

現在、ICD-11 の分類の表記に用いる用語の和訳案について、2022 年 2 月版をベースに日本医学会及び日本歯科医学会を通じて、最終調整を行っている（参考資料 1-1 参照）。

3. 今後の進め方

ICD-11 の分類の表記に用いる用語の和訳案について、最終調整の結果を踏まえ、1 用語につき 1 つ設定する見込みであり、今年度中に関係学会各位に最終確認との位置付けで照会依頼を行い、確定に向けた工程を進めていく。

また、ICD-11 の分類の表記に用いる用語以外については、WHO における更新情報の確認・検証等の作業と併行して、その結果に応じて、和訳案の作成・整理等を進めていく。